

青梅市吉川英治記念館の指定管理者の指定について

青梅市吉川英治記念館の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

記

- 1 公の施設の名称
青梅市吉川英治記念館
- 2 指定管理者となる団体
東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
株式会社フクシ・エンタープライズ
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで